

三田市附属機関の設置に関する条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長				
	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権施策の推進に関する事項についての調査審議	15 人以内	2 年
(省略)				

(平 21 条例 26・平 22 条例 3・平 22 条例 28・平 23 条例 4・平 23 条例 16・平 24 条例 7・平 24 条例 38・平 24 条例 50・平 25 条例 5・平 25 条例 23・平 25 条例 30・一略一)

(委員構成)

第 2 条の 2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第 11 条又は第 12 条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(平 26 条例 33・追加)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付則

一略一

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

一略一